

令和3年2月15日

南相馬市農業委員会
2月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年2月15日(月)午後1時30分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦		12	遠 藤 秀 明	
3	菅 野 信 彦		13	山 内 弘 巳	
欠番	-	-	14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	欠	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好		19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜				

新型コロナウイルスの感染防止(3密回避)のため、出席を求めない

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之
副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

副主査 島 健太郎

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 4 報告第 5号 違反転用事案の報告について
- 日程第 5 議案第 12号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 13号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 7 議案第 14号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 8 議案第 15号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 9 議案第 16号 農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について
- 日程第 10 議案第 17号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 11 議案第 18号 農地法第 3 条の規定による貸借権移転の許可申請について
- 日程第 12 議案第 19号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 13 議案第 20号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 14 議案第 21号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（市許可分）
- 日程第 15 議案第 23号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
- 日程第 16 議案第 22号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について（県許可分）
- 日程第 17 議案第 24号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第 18 議案第 25号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
- 日程第 19 議案第 26号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第 20 議案第 27号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）

- 日程第 2 1 議案第 2 8 号 現況確認証明申請について
- 日程第 2 2 議案第 2 9 号 農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料の決定について
- 日程第 2 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度標準農作業料金の決定について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより、令和3年2月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。欠席委員は、7番委員及び17番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号6番 西内文夫委員、8番 小谷津弘隆委員、11番 佐藤洋委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。
1月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 　　次に、日程第3、報告第4号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。
事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第4号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。今回6件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続したことをご報告いたします。なお、整理番号1番については、当事者間で解約の合意はしていたものの、解約したことが未報告であったため、今回の定例総会での報告となりました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第5号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。
事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第5号についてご説明いたします。議案書の4ページ、整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日月日等については記載のとおりです。亡き父が昭和51年ごろに隠居住宅を建築し、また、昭和54年に造園しました。今般、孫夫婦が住宅の建築を予定し、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第5、議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第12号についてご説明いたします。議案書の5ページ及び別紙資料集の1ページから3ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回、利用権設定が30件となっております。内容につきましては、資料記載のとおりとなっております。なお、利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定を行わせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 1 3 号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 号についてご説明いたします。議案書の 6 ページ、及び、別紙資料集の 4 ページから 6 ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第 1 3 号についてご説明いたします。今回、利用配分計画としまして利用権設定の案件が 1 7 件となっております。内容につきましては、別紙資料の記載のとおりとなっております。なお、利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定が図られております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 1 4 号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 4 号についてご説明いたします。議案書の 7 ページ及び別紙資料集の 7 ページから 1 8 ページになります。市が農用地利用規程を策定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 4 条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第 1 4 号についてご説明いたします。このたび、原町区高平中部地区におきまして営農改善組合を結成いたしましたので、農用地利用規程について、審議

を求めるものです。

農用地利用規程の概要につきましては、別紙資料の9ページからとなっております。この規程につきましては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、必要な措置を講じることにより、高平中部地区の農業振興と農業経営の改善を目的に策定しております。第2条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置について、三つの取り組みを記載しております。第3条の実施区域につきましては、別紙、区域図のとおりとなっております。第4条から第14条までは、第2条に記しました取り組みの内容及び具体的な事項、方策について記載を行っております。利用規程の内容につきましては、令和2年11月16日に営農改善組合設立総会を行いまして、組合の方から承認を受けております。総会議事録につきましては、18ページに記載をさせていただいております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次の議案第15号については、私が議事参与に該当しますので、議長を職務代理者と交代いたします。

 暫時休議します。

 （議長交代）

議 長 再開いたします。

 日程第8、議案第15号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する事案でありますので、農業委員会法第31条の規定により、19番委員にはこの間退席を願います。

 暫時休議いたします。

 （休議中）

議 長 再開いたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。議案書の8ページ及び、別紙資料集の

19ページから30ページになります。市が農用地利用規程を策定するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第15号についてご説明いたします。この度、鹿島区大内烏崎地区におきまして営農改善組合を結成いたしましたので、農用地利用規程について、ご審議を求めるものとなっております。農用地利用規程の概要につきましては、別紙資料の21ページからとなっております。

この規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、必要な措置を講じることにより、大内烏崎地区の農業振興と農業経営の改善を目的とし策定しております。第2条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置につきまして、3つの取り組みを記載しております。第3条の実施区域につきましては、別紙区域図のとおりとなっております。第4条から第16条までは、第2条に記した取り組みの内容及び具体的な事項、方策について記載を行っております。

利用規程の内容につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点により、書面決議とさせていただきます営農改善組合設立総会におきまして、組合員の方から承認を受けております。書面決議の結果につきましては、別紙資料集30ページに記載をしております。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 19番委員の復席を許します。
暫時休議いたします。

(休議中)

議 長 再開いたします。
会長が戻られましたので議長を交代いたします。
暫時休議いたします。

(議長交代)

議長 再開いたします。

議長 日程第9、議案第16号、農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第16号についてご説明いたします。議案書の9ページから10ページになります。農地等の生前一括贈与による贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予を受けている方について、農業経営を引き続き行っていることの証明を求める農業経営継続証明願として贈与税納税猶予が22件、不動産取得税徴収猶予が19件ございます。なお、総会において承認されますと、税務署及び県税事務所へ農業経営継続証明書を提出することとなっております。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第17号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書の11ページから12ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 今回の現地調査委員から、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 8号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 8号についてご説明いたします。議案書の 1 3ページから 1 4ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員より、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 9号、農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 9号についてご説明いたします。議案書の 1 5ページ、申請番号 1 番について、当事者の氏名、住所、土地の表示等は記載のとおりです。

田から畑への農地改良を行う目的で、平成 3 1年 2月 4日に一時転用許可を受けましたが、令和元年の豪雨の影響により令和 2年 2月 2 7日付けの期間延長の事業計画変更の承認を経て農地改良工事を進めています。令和 2年 2月 2 7日付けの事業計画変更申請承認後に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等により、作業員の確保が困難となり、作業が滞ってしまったことから一時転用期間を更に延長するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。
申請番号 1 番について 8 番委員。

8番委員　それでは、議案第19号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。去る2月12日午後5時頃より、代理人行政書士立ち会いのもとに、現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、本案件は、新型コロナ禍による事業休止によつての事業計画変更であり、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議　長　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議　長　　次に、日程第13、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案第20号についてご説明いたします。議案書の16ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第5号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議　長　　今回の現地調査委員の9番委員には出席を求めていないため、事務局からの報告を願ひます。

事務局　　現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。議案第20号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。申請内容は記載のとおりです。去る2月12日午後4時頃より、代理人行政書士及び本人から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り及び現地調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議　長　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第21号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第21号についてご説明をいたします。議案書の17ページから18ページ、申請番号1番と2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消の願出をする理由については記載のとおりです。

申請番号1番につきましては、議案第24号申請番号1番の関連となっております。一般住宅建築の目的で転用許可を受けましたが、夫婦で共同所有にするため、許可処分の取り消しをするものです。

続きまして、申請番号2番につきましては、貸駐車場とする目的で転用許可を受けましたが、提供予定先で駐車場が不要となり、今後も使用する予定がないため、許可処分の取り消しをするものです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15号、議案第23号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第23号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。

申請番号1番については、議案第22号申請番号1番関連の案件です。事業計画変更に係る事由ですが、太陽光発電設備の技術向上に伴い基礎の無い支柱を使用できることから、必要な転用面積が減少したこと、及び、計画当初に比べて性能の向上したパネルへ変更したことによる事業計画の変更になります。なお、既に設置は完了していることから、事業計画変更申請前に、計画当初と異なることをしたことについて、許可権者である福島県に確認をとったところ、順番は逆になってしまうが、事業計画変更申請手続をすれば良いと指導を受けたところであ

ります。

続きまして、申請番号2番については、議案第25号申請番号1番関連の案件です。事業計画変更に係る事由ですが、建売住宅を建築する目的で転用許可を受け、着工し土地の造成まで完了していますが、同業者である承継者の顧客から、当該地の区画を変更できれば購入したいとの要望があったため、当初の事業計画変更し承継するものです。以上です。

議 長 続いて、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 それでは、議案第23号申請番号1番について報告いたします。案内図は3ページです。申請内容は、ただいまの事務局説明のとおりで、議案第22号の関連案件です。2月13日午後4時頃、設定人立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。立地基準及び一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくご願ひいたします。県と事務局等の打ち合わせ等により、問題ないと思っております。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第23号申請番号2番ですが、現地案内図は4ページです。この案件は、昨年の令和2年5月14日付けで所有権移転の許可申請が出され、6月26日付けで福島県知事の許可が出された案件でございます。まず、事業の計画変更なんですけど当初の計画では、転用するのところに建売住宅4棟計画しておりましたが、継承者の顧客から、当該地を2区画で購入したいという要望があり、当初の事業計画を変更する内容でございます。去る2月10日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第22号、農地法第5条の規定による許可処分の取消

願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第22号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。議案第23号申請番号1番関連の案件です。取消の願出をする理由については、当初、営農型太陽光発電設備の転用面積を6.168平方メートルとしていましたが、技術向上に伴い、基礎の無い支柱を使用できることから、必要な転用面積が0.446平方メートルへと減少したため、不用となった転用面積5.722平方メートルについての許可処分を取り消しするものです。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第17、議案第24号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第24号についてご説明をいたします。議案書の22ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は議案第21号申請番号1番の関連となっております。以上です。

議長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第24号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は、議案第21号申請番号1番の関連案件で、先月、議案第8号申請番号1番で市農業委員会に所有権移転の許可申請が出され、許可された案件でございます。現地案内図は5ページです。去る2月10日午後4時半頃、代理人行政書士から聞き取り調査を行いました。この案件の許可取消及び所有権移転の再許可申請の内容は、譲受人を夫1人から、夫と妻の所有権の持ち分を分割して再提出するための内容です。この案件は、譲受人の変更のみで他の項目は、先月に確認した内容と全く変わりなく、問題ないと判断いたしました。

皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第25号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第25号についてご説明をいたします。議案書23ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりとなっております。この案件につきましては、議案第23号申請番号2番の関連となっております。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、現地調査委員11番委員。

11番委員 それでは、議案第25号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。これは先ほどの議案第23号申請番号2番の関連案件でございます。現地案内図は4ページです。先ほど言いましたように、昨年許可申請が出され、福島県知事から許可され造成工事をしている中、同業者である継承者が事業計画変更により譲り受けるという所有権の許可申請であります。去る2月10日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。また、事業継承者の必要な資金の調達も問題なしと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 19、議案第 26号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 26号についてご説明いたします。議案書の 24 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、このエリアは、原町東地区のほ場整備に含まれており、申請地は非農用地に設定されております。また、相双農林事務所のほ場整備工事担当の農村整備部と転用担当の企画部とで協議済みであり、特に問題はないと確認しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 1 番について 8 番委員。

8 番委員 それでは、議案第 26号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページになります。去る 2 月 14 日午前 8 時半頃より、設定人立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、設定人からの聞き取りを行い、土地改良区及び水利組合等関係機関との協議も適切に行われていることは確認でき、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 27号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 27号についてご説明いたします。議案書の 25 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、令和 3 年 4 月 12 日付けで、営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。以上です。

議 長 それでは、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第27号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は7ページです。去る2月13日午後2時頃より、設定人立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。これは、営農型太陽光発電にかかる一時転用の期間満了に伴う再度申請です。立地基準及び一般基準とも満たしており、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次の議案第28号については、私が現地調査員ですので、議長を職務代理者と交代いたします。暫時休議します。

 （議長交代）

議 長 再開いたします。日程第21、議案第28号、現況確認証明申請についてを議題といたします。
 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第28号についてご説明いたします。議案書の26ページから27ページになります。申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請で、いずれも農地利用状況調査で山林化していると判定され、その後の農地利用意向調査の結果から申請のあった案件となります。申請のあった4件、15筆について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。19番委員。

19番委員 それでは、議案第28号現地確認証明申請にかかわる現地調査を行いましたので報告いたします。去る2月5日午後1時50分頃より、申請番号1番から4番の順に、推進委員1名、事務局2名、私の4名で現地調査を行いました。現地案内図は8ページから11ページになります。本来であれば、1件ごとに報告するところでございますが、今回の4件につきましては、いずれも利用状況調査の結果を基に、利用意向調査からの申請であることから、一括して報告をさせていただきます。申請番号1番7筆、申請番号2番2筆、申請番号3番1筆、申請番号4番5筆の全てについて、申請のとおり雑木や竹が生い茂り、周囲の山林と一体化してしまっている状態であったことから、いずれも非農地と判定をさせていただきます。皆様のご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 議長を会長と交代いたします。暫時休議いたします。

 （議長交代）

議 長 再開いたします。次に、日程第22、議案第29号、農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料の決定についてを議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第29号についてご説明いたします。議案書の28ページから29ページになります。内容につきましては、令和2年1月から令和2年12月までに、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により締結された賃貸借における賃借料水準を示したものとなっております。賃借料の標準的な水準を算定するため、全賃借料データ平均値のプラスマイナス70%を超えるものについては除いております。参考といたしまして、平成31年（令和元年）の農地の平均金額については、小高区全域は5,000円、鹿島区全域が9,000円、原町区全域が1万1,800円、南相馬市平均が1万1,200円。畑については、南相馬市の平均が5,400円となっております。この内容についてご審議いただき決定となれば、各関係機関及び市の広報紙等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 3、議案第 3 0 号、令和 3 年度標準農作業料金の決定についてを議題といたします。

 事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の 3 0 ページから 3 1 ページになります。内容につきましては、令和 2 年 1 2 月 1 日開催の総務企画専門委員会で協議した素案をもとに、令和 3 年 1 月 2 1 日開催の標準農作業料金検討会議で原案が作成されました。作業料金を決定するため、定例総会に提案させていただくものです。追加の項目といたしまして、整地のバーチカルハローとレーザーレベラー、農薬散布のドローンによる散布、色彩選別が追加となっております。その他の料金については、令和 2 年度標準農作業料金から変更はありません。この内容についてご審議いただき決定となれば、各関係機関及び市の広報紙等で周知を図る運びとなっております。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告 2 件、議案 1 9 件、合わせて 2 1 件の審議を全て終了いたしました。

 これをもちまして本日の 2 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後 2 時 3 0 分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年2月15日

議事録署名人(6番・ニシウチ フミオ)

議事録署名人(8番・コヤツ ヒロタカ)

議事録署名人(11番・サトウ ヒロシ)